

滋賀県若手技術者・女性技術者土木交通部長表彰要領

(表彰の目的)

第1 この要領は、滋賀県、滋賀県教育委員会、滋賀県警察本部、滋賀県企業庁、滋賀県病院事業庁、滋賀県土地開発公社、一般社団法人滋賀県造林公社、滋賀県道路公社、公益財団法人滋賀県環境事業公社、公益財団法人滋賀県文化財保護協会、公益財団法人滋賀県文化振興事業団、公益財団法人滋賀県体育協会（以下「滋賀県等」という）が発注した建設工事において、その成績が特に優れている場合に、当該建設工事を担当した若手技術者・女性技術者（以下「若手技術者等」という）を表彰することにより、若手技術者等の技術力の向上に対する意欲を高め、将来の建設産業を担う技術者を育てるとともに、女性の建設産業への入職促進に資することを目的とする。

(表彰の対象)

第2 この表彰は、滋賀県等が発注した建設工事において、その担当した建設工事が優良である実績を有し、他の模範である者のうち、その功績が特に顕著なものを対象とする。

(表彰の対象除外)

第3 次に掲げる者は、この表彰の対象から除外する。

- (1) 犯罪容疑、刑罰、行政処分、入札参加停止措置等を受けた後相当の期間が経過していない等住民感情にそぐわない者
- (2) 表彰を受けようとする前年度から表彰の間に、次のいずれかの処分または措置などを受けた企業に所属する者
 - ア 滋賀県建設工事等入札参加停止基準（平成7年4月1日）に定める措置
 - イ 建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に基づく監督処分
 - ウ 滋賀県等が発注する建設工事で60点未満の工事成績評定点を通知された企業

(表彰の資格基準)

第4 この表彰の対象となる若手技術者等の資格基準は、次の各号のすべてに該当するものとする。

- (1) 表彰年度の前年度（4月1日から3月31日）に完成した1請負建設工事（共同企業体（JV）施工工事は除く）において、当初請負金額が2,500万円以上の工事かつ工事成績評定点が80点以上の建設工事に監理技術者または主任技術者として従事した者（工事期間中に交代があった場合は、従事期間が最も長かった者に限る）
- (2) 基準日における年齢が35歳未満の者。ただし、女性技術者においては、年齢制限は設けない。
- (3) 監理技術者または主任技術者として従事した建設工事において、無事故期間が3年

以上ある者

2 前項1号に関わらず、次に掲げる建設工事は、この表彰の対象から除外する。

- (1) 工事成績評定点の項目のうち、「法令遵守等」の項目で減点がある建設工事
- (2) 滋賀県外に主たる営業所を置く企業が施工した建設工事
- (3) その他、表彰に値しないと判断される建設工事

(表彰対象者の推薦)

第5 滋賀県等が発注した建設工事の受注者は、第4の基準に該当すると認められる場合、滋賀県土木交通部長に技術者の推薦書を提出することができる。

なお、個人事業主などで、受注者と表彰対象者が、同一である場合も同じとする。

(選考方法)

第6 この表彰の被表彰者は、審査委員会の審査を経て、滋賀県土木交通部長が決定する。

(被表彰者の公表)

第7 土木交通部長は、滋賀県ホームページに被表彰者および被表彰者が所属する建設業者名、表彰対象となった工事名・場所等および表彰式時（表彰状授与時）の写真等を公表するものとする。

2 被表彰者の入札制度上のインセンティブは考慮していない。

(表彰の時期)

第8 表彰は、毎年度、滋賀県土木交通部長の定める日に行うものとする。

(本要領の運用)

第9 本要領に定めるもののほか、表彰の実施に必要な事項は別に定める。

付則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

付則

この要領は、平成28年4月25日から施行する。